

貸貸借契約書

契 約 件 名	○×計算機
対 象 物 品	別紙のとおり
設 置 場 所	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構　○△×センター
契 約 保 証 金	免 除
契 約 方 式	確定契約
契 約 番 号	—

「ファイナンス」、「オペレーティング」いずれかを記載

上記の ・リースについて、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構を甲とし、
_____を乙として次の条項によって賃貸借（リース）契約を締結する。

(目 的)

第1条 乙は、 リース物品（以下「物品」という。）を本契約の条項及びリース仕様書（JX-PSPC-〇〇〇）に基づいて甲に対しリースし、甲は、乙に対し第3条に定めるリース料を支払う。

(リース期間)

【選択条項（ファイナンス・リース）】

第2条 リース期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

【選択条項（オペレーティング・リース）】

①【複数年の予算裏付けがある場合】

第2条 リース期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

②【複数年の予算裏付けがない場合】

第2条 リース期間は、 年 月 日から 年 3月31日までとする。

2 前項に定めるリース期間が満了する1カ月前までに甲及び乙から特段の意思表示がないときは、本契約は 年 月 日まで継続するものとする。

(リース料)

第3条 リース料は、下記のとおりとする。

月額金 円 (うち消費税額 円) とする。

- 2 リース期間が一ヶ月未満の場合は、リース料の月額を当該月数の暦日数を基礎として日割計算により算出した額とする。この時に一円未満の端数は切り捨てるものとする。

(リース料の支払方法)

第4条 【月払いの場合】

乙は、毎月分のリース料を、当該月毎に、甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

【年度払いの場合】

乙は、契約期間中の各年度のリース料について、初年度についてはリース開始後に、次年度以降については各年度の〇月に当該年度分のリース料を甲に請求できるものとし、甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

請求月について、契約・決算の繁忙期である年度初めでの請求処理発生を避ける観点で、

- ・原則として各年度の6月とする
 - ・契約相手方の都合等、個別の事情により5月以前の請求とせざるを得ない場合でも、可能な限り4月を避け5月とするよう相手方と調整する(状況に応じて財務部とも調整する)
- ことが望ましい。

ただし、契約期間が5月以前に終了する契約の場合の最終年度の請求時期はこの限りでなく、例えば以下のようにするなどして、契約期間内に設定する。

【例】：…次年度以降については各年度の6月に(ただし、最終年度については5月に)当該年度分のリース料を…

(遅延利息)

第5条 リース料が前条に規定する期間内に支払われなかったとき及び乙が第18条により負う支払義務について期限内に支払わないときは、期間満了の日の翌日から起算して遅滞日数1日につき、次項に定める利率(日割計算。閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。以下同様。)で計算した遅延利息を、甲は乙に支払うものとする。

- 2 前項の算定で使用する利率は、当該遅延期間における民法(明治29年法律第89号)第404条で定める法定利率とする。

- 3 第1項の規定により計算した遅延利息の額が10,000円未満であるときは、遅延利息の支払いを要しないものとし、その額に1,000円未満の端数があるときは、そ

の端数を切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項に係らず、乙が中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者である場合、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を甲に対する書面による通知の後、譲渡することができる。

(物品の引渡し)

第7条 物品は、頭書に記載の設置場所において契約期間開始時までには稼働可能な状態で乙から甲へ引き渡されるものとする。

(物品の保証)

第8条 物品のリース開始後、当該物品保証期間中に、甲の責によらないで生じた性能の欠陥の為に物品が正常に作動しない場合には、乙は甲の指定した日時までに当該物品を迅速に修理、メーカーに修理を依頼し、又は代品を納入するものとする。又、これらの費用は全て乙の負担とする。

物品がコピー機、卓上端末等の場合に本条項を追加すること。

【物品がコピー機、卓上端末等の場合の保証及び保守・メンテナンスに係る条項】

2 物品の保守・メンテナンスの費用は第3条第1項に定めるリース料に含むものとする。

(使用管理、損害賠償等)

第9条 甲は、物品を善良な管理者の注意をもって使用管理するものとする。

2 物品が損傷を受けた時は、甲は修繕・修復を行い、その費用の一切を負担するものとする。修繕・修復が不可能な場合、甲は、所定の賠償金を支払うものとする。但し、前条に定める保証期間中に甲の責によらないで生じた性能の欠陥の為に物品が正常に作動しない場合は除くものとし、賠償金は、第2条に定める契約期間満了日までのリース

料の残額相当額を限度とする。

- 3 甲又は乙は、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合は、その賠償を相手方に対して請求できるものとする。

①と②の状況に応じた契約条項を選択すること。

①【リース期間中、設置場所から移転しない物品の場合】

(物品の付着・改造・移転)

第10条 甲は、次の各号に定める事項については、予め乙の承諾を要するものとする。

- (1) 物品に他の機械器具を取り付ける場合
- (2) 物品を改造する場合
- (3) 物品を設置場所から移転する場合

- 2 前項(3)の場合、物品等移転に要する費用は甲の負担とする。

②【リース期間中、設置場所から移転して利用する物品の場合（モバイル端末など）】

(物品の付着・改造・移転)

第10条 甲は、次の各号に定める事項については、予め乙の承諾を要するものとする。

- (1) 物品に他の機械器具を取り付ける場合
- (2) 物品を改造する場合
- (3) 物品を設置場所から移転する場合（ただし、甲の役員又は職員の出張及び外勤に伴う物品の一時的な日本国内外への持ち出しであって、当該役員又は職員の使用に供する場合は、乙への事前の通知又は乙の承諾なしに、設置場所から移転して使用に供することができる。）

- 2 前項(3)の場合、物品等移転に要する費用は甲の負担とする。

(所有権の表示)

第11条 乙は、物品に乙の所有物である旨の表示をするものとする。

(公租公課)

第12条 固定資産税の納税義務者は乙とし、当該固定資産税の額はリース料に含むものとする。

- 2 消費税は、甲の負担とする。

- 3 固定資産税及び消費税以外に課される公租公課の負担については、甲乙協議により、その負担について定めるものとする。

(動産総合保険)

第13条 乙は、物品の価額全額を填補する動産総合保険を付保するものとし、その費用は乙が負担する。

- 2 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する第9条第2項の賠償金の支払義務を免れるものとする。この場合、乙は、保険会社をして甲に対し保険代位による求償請求をさせないものとする。

①～③の状況に応じた契約条項を選択すること。

(物品の返還)

第14条 ①【リース開始時点でリース期間終了後、物品を返還することが確定しており、リース料に撤去費用を含まず、輸送費用のみを含む場合】

本契約が終了し、または契約が解除された場合は、甲は物品を使用場所から乙の指定する場所に返還するものとする。

物品の使用場所からの撤去費用は甲の負担とする。

物品の使用場所から乙の指定する場所への輸送費用は、リース料に含むものとする。

②【リース開始時点で賃貸借期間終了後、物品を返還することが確定しており、リース料に撤去費用・輸送費用を含む場合】

本契約が終了し、または契約が解除された場合は、甲は物品を使用場所から乙の指定する場所に返還するものとする。

物品の使用場所からの撤去費用及び物品の使用場所から乙の指定する場所への輸送費用は、リース料に含むものとする。

③【リース開始時点でリース期間終了後、物品を返還することが確定しており、リース料に撤去費用・輸送費用を含まない場合】

本契約が終了し、または契約が解除された場合は、甲は物品を使用場所から乙の

指定する場所に返還するものとする。

物品の使用場所からの撤去費用及び物品の使用場所から乙の指定する場所への輸送費用は、甲の負担とする。

(通知義務)

第15条 甲は、物品等につき、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき又は乙の権利を侵害するような事態が発生したとき若しくはその恐れがあるときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

ファイナンス・リース／オペレーティング・リース（中途解約可）／オペレーティング・リース（中途解約不可）に応じた契約条項を選択すること。

【選択条項（ファイナンス・リース）：実質的に甲による解約不可とみなされる条項】

(契約の解除)

第16条 甲は、都合がある場合、原則として1ヶ月前までに乙に通知するものとし、甲・乙協議のうえ、本契約を解除することができるものとする。ただし、解約損害金は、第2条に定める契約期間満了日までのリース料の残額相当額とする。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく本契約に違反したときは、本契約を解除することができるものとする。この場合、甲又は乙は契約に違反した相手方に損害賠償を請求できるものとする。

【選択条項（オペレーティング・リース 1）：中途解約「可」とする場合】

(契約の解除)

第16条 甲は、都合がある場合、原則として1ヶ月前までに乙に通知するものとし、甲・乙協議のうえ、本契約を解除することができるものとする。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく本契約に違反したときは、本契約を解除することができるものとする。この場合、甲又は乙は契約に違反した相手方に損害賠償を請求できるものとする。

【選択条項（オペレーティング・リース 2）：中途解約「不可」とする場合】

(契約の解除)

第16条 甲は、都合がある場合、原則として1ヶ月前までに乙に通知するものとし、甲・乙協議のうえ、本契約を解除することができるものとする。この場合、甲は乙が定める

解約損害金を乙に支払うものとする。ただし、解約損害金は、第2条に定める契約期間満了日までのリース料の残額相当額を限度とする。

- 2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく本契約に違反したときは、本契約を解除することができるものとする。この場合、甲又は乙は契約に違反した相手方に損害賠償を請求できるものとする。

(秘密の保持)

第17条 甲及び乙は、当該契約の実施により得られた相手方の情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 甲は、契約の目的、性質に応じて、「秘密保全に関する特約」を付することができる。秘密保全に関する特約が附された場合には、乙は、当該特約の定めるところにより、秘密の保全に万全を期さなければならない

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第18条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲の請求に基づき、本契約の契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条又は19条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成事業者である事業者団体に対して、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。但し、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6又は独占禁止

法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の違約金の定めにかかわらず、乙が本契約に関して、前項の各号の一に該当することとなったことにより甲に生じた損害の額が、前項に定める違約金の額を超過するときは、甲は、その超過分の損害について乙に対して賠償を請求することができる。

3 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 甲及び乙は、相手方が次の各号に該当すると認められるときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 甲及び乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 甲及び乙は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求、業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を相手方に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約に関する疑義の解決)

第23条 本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項について生じた疑義については、甲乙協議の上解決する。

当該契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保持するものとする。

なお、電子契約の場合は、本書の電磁的記録を作成し、甲乙は電子署名を行うものとし、その電磁的記録を甲乙保管する。

年 月 日

甲 東京都調布市深大寺東町七丁目4番地1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
調達部長

乙 (住所)
(会社名)
(代表者名)

別 紙

対象物品は落札者決定後記入するものとし、構成品とそのリース料及びリース期間を記述するものとする。